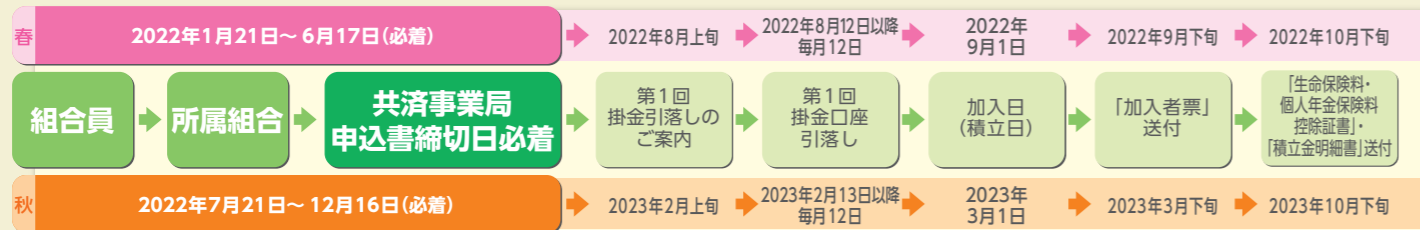


申込後のスケジュールおよび申込締切日

新規加入・増口 一時払受付期間(共済事業局 必着)			加入日 (積立日)	引落日	
春	新規・増口	一般組合	2022年1月21日～2022年6月17日	2022年 9月1日	2022年 8月12日
		チェックオフ組合	2022年1月21日～2022年5月17日		
	一時払	全組合	2022年1月21日～2022年7月15日		
秋	新規・増口	一般組合	2022年7月21日～2022年12月16日	2023年 3月1日	2023年 2月13日
		チェックオフ組合	2022年7月21日～2022年11月17日		
	一時払	全組合	2022年7月21日～2023年1月13日		



個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)以下、「個人情報」といいます。を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人

情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)また予定利率等の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年

金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。詳細については、保護機構(<https://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。(*)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。※この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)(50.0%)

広域組織法人部 電話 03-3560-5905 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館
太陽生命保険株式会社(14.0%) 日本生命保険相互会社(13.0%)
第一生命保険株式会社(11.5%) 富国生命保険相互会社(10.0%) 住友生命保険相互会社(1.5%) ()のパーセントは引受割合です
なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

※引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(上記は2021年9月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

MY-A-22-企-000466 MYG-A-21-LF-552

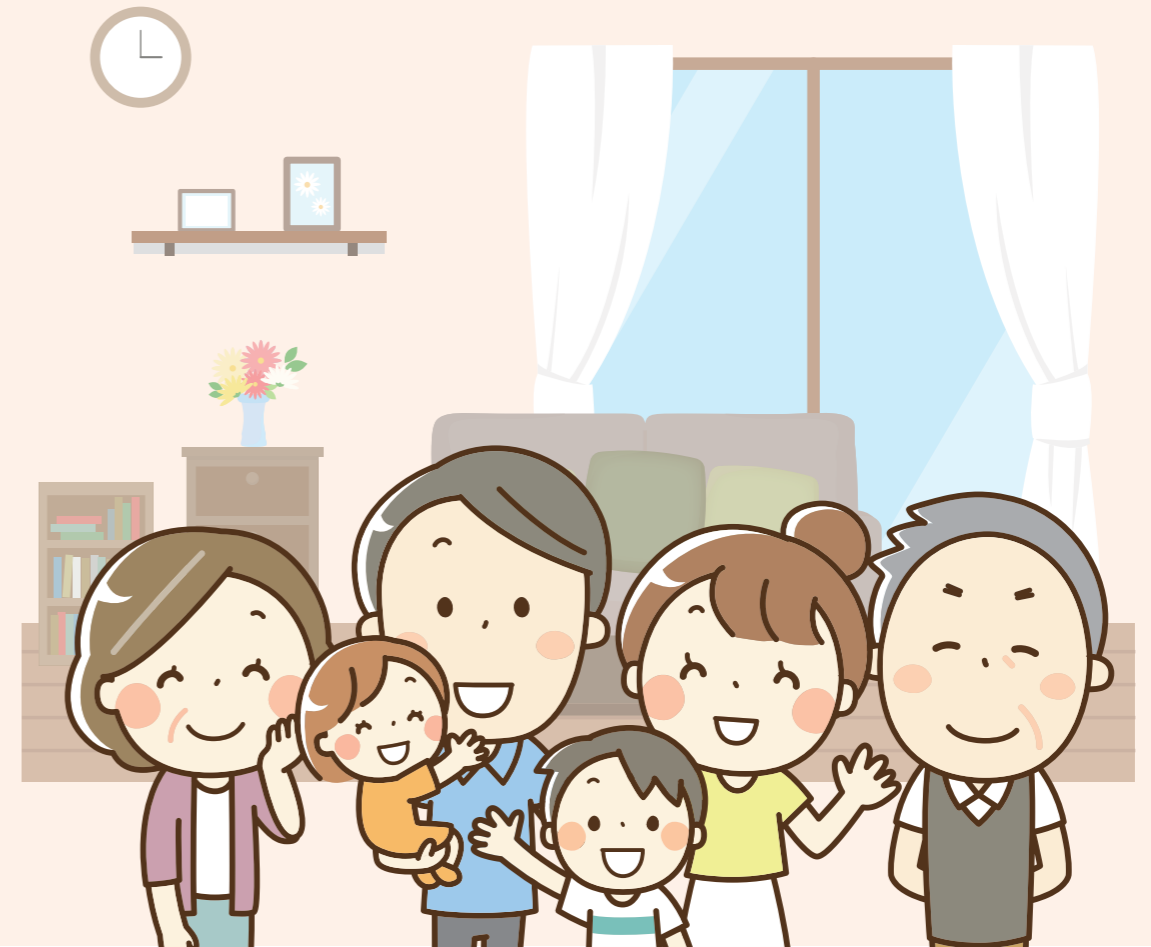


UAゼンセン組合員の皆さまへ

2022年募集版

年金共済 積立共済

『しっかり安心、ずーっと安心』



みらいさん

しっかりした
老後の備えと

充実した
ライフステージの
実現のために



ひかりくん

重要

【契約概要】・【注意喚起情報】を16ページと17ページに記載しておりますので、ご加入前に必ずご確認ください。

UAゼンセン



お問い合わせ先

UA ゼンセン 共済事業局 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 5F
TEL.03-3288-3533 FAX.03-3288-3708 ☎0120-229-075
受付時間 平日 10:00～16:00
URL:<https://uazensenkyosai.jp/> E-mail:kyosai@uazensen.jp

年金共済・積立共済 制度の特長について

特長
1

予定利率は年1.25%※1〔引受会社全体の加重平均予定利率は年1.255%となります〕
決算によって配当金も生じる可能性があります。

2019年度	2020年度	2021年度
<p>年1.48%※2 (予定利率 年1.25%) + (配当率 年0.23%※2)</p>	<p>年1.32%※2 (予定利率 年1.25%) + (配当率 年0.07%※2)</p>	<p>年1.40%※2 (予定利率 年1.25%) + (配当率 年0.15%※2)</p>

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
予定利率と配当率※2	年1.48%※2 (年1.25%+年0.23%※2)	年1.64%※2 (年1.25%+年0.39%※2)	年1.43%※2 (年1.25%+年0.18%※2)	年1.36%※2 (年1.25%+年0.11%※2)	年1.36%※2 (年1.25%+年0.11%※2)

※1 予定利率については将来変更される場合があります。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
※2 決算業績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

特長
2

税軽減効果がある⇒所得税・住民税の軽減

1 加入期間中	年金共済は個人年金保険料控除(年齢54歳以下の加入の場合)、積立共済と年金共済55歳以上の加入者は一般の生命保険料控除の対象
2 積立期間中	積立金に対して、課税負担はありません。
3 一時金受取時	脱退一時金・一部払出積立金から払込保険料を差し引いた額が50万円まで非課税(他の一時所得がない場合) 【計算方法】一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料累計額-特別控除50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
4 年金受給時	雑所得として課税対象となります。(加入者本人が毎年受取る場合) なお、税金は受け取った年金額全体にかかるのではなく年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。 課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×払込保険料合計額/年金受取総額またはその見込み額) ※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。 ※税務の取扱いについては、税制改正により今後変更になることがあります。

特長
3

安心して加入できる2つの保証(補償)制度

元本保証制度	掛金にはUAゼンセン・生保事務費等がかかり短期間では元本割れになります。月払は13ヵ月継続加入でUAゼンセンが元本保証いたします。(半年払は3回以上掛金の払込が必要です。一時払は積立日から1年以上の経過が必要です。自動脱退者は除きます。)
生命保険契約者保護機構	責任準備金等の90%を補償する制度

年金共済と積立共済の違いについて

	年金共済	積立共済
掛金の税法上の取扱い(保険料は掛金より制度運営費を控除した額)	<ul style="list-style-type: none"> 個人年金保険料控除の対象(54歳以下加入の場合) 満55歳以上加入者は一般生命保険料控除の対象 2018年3月までの加入者は従来の控除適用 	一般生命保険料控除の対象
積立金の受取り方	6種類の年金から1つを選択または一時金での受取り。	一時金での受取りのみ。年金受取は不可。
掛金の払い方	月払(必須)、半年払・一時払もできます。	月払(必須)、一時払もできます。
積立金の払い出し	払い出し不可。(脱退して一時金を受け取ることは可能)	掛金の払込を継続し、積立金の一部を払い出すことが可能。(月1回)(所定の事由に該当した場合)
掛金払込の中断	半年払のみ中断可能(所定の事由に該当した場合)	3年を限度に月払の中断可能(所定の事由に該当した場合)
積立金受取時の税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 年金は雑所得として課税対象となります。なお、課税は年金額全体にかかるのではなく年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。 脱退一時金の利子相当部分は一時所得として課税対象となります。 	脱退一時金の利子相当部分は一時所得として課税対象となります。

個人年金保険料控除について

「年金共済」の掛金は一般の生命保険料控除とは別に個人年金保険料控除(旧制度)の対象となり、課税負担が軽減されます。(54歳以下加入の場合)確定拠出年金(個人型:iDeCo)とは別枠です。
(UAゼンセン年金共済・積立共済は、旧生命保険料控除制度が適用されます)

(参考)所得税・住民税の概算軽減額

現在、生命保険料控除が適用されていない方に、新たに生命保険料控除が適用された場合の所得税・住民税の概算軽減額は以下のとおりです。

生命保険料10万円(または個人年金保険料10万円)支払い旧生命保険料控除を適用した場合の減税早見表 (平年度・男子給与所得者の場合)

家族構成	年間収入金額(給与収入)	生命保険・個人年金に未加入の場合			生命保険・個人年金に加入の場合			差引税軽減額		
		課税所得	所得税①	住民税②	課税所得	所得税③	住民税④	所得税⑤①-③	住民税⑥②-④	減税額合計⑤+⑥
	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
独身者	300	1,090,000	55,600	119,000	1,040,000	53,000	115,500	2,600	3,500	6,100
	500	2,330,000	138,300	243,000	2,280,000	133,200	239,500	5,100	3,500	8,600
夫婦者	700	3,290,000	236,300	344,000	3,240,000	231,200	340,500	5,100	3,500	8,600
夫婦と子1人	700	2,910,000	197,500	311,000	2,860,000	192,400	307,500	5,100	3,500	8,600

(注)①社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用。②住民税の均等割は人口50万人以上の市における標準税率(4,000円)。(平成26年度から令和5年度まで、道府県民税、市町村民税を各500円、計1,000円を加算)③課税所得は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て。ただし、復興特別所得税は1円未満切り捨て。④課税所得欄の数字は所得税の課税所得。⑤課税所得の計算—給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除(加入の場合のみ)、配偶者控除(所得税38万円、住民税33万円)、扶養控除(一般(16歳~18歳)は所得税38万円、住民税33万円、特定扶養親族(19歳~22歳)は所得税63万円、住民税45万円)、基礎控除(所得税48万円、住民税43万円)を差し引き算出。⑥夫婦と子1人は、一般の控除対象扶養親族1人として計算、夫婦と子2人は、一般および特定扶養親族各1人として計算。子がすべて扶養控除対象外の場合は、単身者または夫婦者を参考のこと。⑦生命保険料控除の対象となる生命保険、個人年金、介護医療保険に加入の場合、生命保険料控除額は、平成23年12月31日までに締結した契約については、一般、個人年金それぞれ最高で所得税5万円、住民税3万5,000円、平成24年1月1日以後に締結した契約については、一般、個人年金、介護医療それぞれ最高で所得税4万円、住民税2万8,000円となる。ただし、新旧生命保険料控除の合計適用限度額は所得税12万円、住民税7万円となる。⑧新生命保険料控除制度は、平成24年分の所得税、平成25年度分の住民税から適用。⑨復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が平成25年分から令和19年分まで課税される(給与所得者は源泉徴収による)。1円未満切り捨て。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

株式会社 新日本保険新聞社 令和3年度版 「保険税務のすべて」より

年金共済

積立共済

加入資格

加入日に満15歳以上満62歳以下の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで9年以下の方となります。所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。

加入日に満15歳以上満62歳以下の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。保険料は、一般の生命保険料控除適用になります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

●加入口数(掛金は加入者本人負担)

月 払……1口1,000円 3口以上最高200口

●月払加入者は、次の場合に半年払・一時払による積立てを行なうことができます。(一時払はその都度申込書提出が必要です)

■半年払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高100口(年金共済のみ)

■一時払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高2,000口

<制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料>

●掛金には制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が含まれています。記載の生保手数料、遺族特約保険料は2021年9月1日現在のものです。これらの数値については今後変更になることがあります。

①制度運営事務費

月 払…1口あたり0.7%(7円) 一時払…1口あたり0.2%(20円)

半年払…1口あたり0.2%(20円) (年金共済のみ)

②生保手数料

掛金について…(掛金-制度運営事務費)×約1.3%

積立金について…平均残高の積立金の約0.11%

③遺族特約保険料

月 払…(掛金-制度運営事務費)×約0.07%(半年払、一時払はありません)

●加入者の預金口座からの自動引落しを原則とします。

払 方	加入日	初回引落日	継続保険料※
月 払	9月1日	8月12日	毎月12日
	3月1日	2月13日	

※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

●月払掛金の口座引落しが残高不足により不能となった場合は、翌月に再度引落日(2ヵ月分)しますが、再度引落日ができなかった場合は、さらに翌々月に3度目の引落日(3ヵ月分)を行ないます。

●3ヵ月連続して引落しができなかったときは、自動脱退となりますので組合で脱退請求手続きをしてください。

●一時払の引落しは1回のみで再度引落しはせず、申込みはなかったものとして取扱います。

●口数の変更・中断・減口の取扱い

加入者は次の事由がある場合、申請書を提出し、掛金の払込中断(払込停止・全口中止)、加入口数を減らすこと(一部中止)、積立金の払い出し(減口)をすることができます。※掛金の払込中断(全口中止)、積立金の払い出し(減口)については積立共済のみの取扱いとなります。

・事由

①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)⑤結婚(親族の結婚を含む)

⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合(掛金の払込中断のみ)

・注意

①年金共済は、積立金の払い出し(減口)と月払掛金の払い込み中断(全口中止)ともに取扱いできません。なお、半年払掛金のみの払込中断(払込停止)は可能です。半年払の積立再開は春または秋の募集時にお申込みください。

※半年払掛金の払込中断(払込停止)の場合、積立金は中断時には払い出しせず積み立てておきます。

②積立共済は、掛金の払い込みを継続しながら積立金を払い出すこと(減口)ができます。お支払いは請求書が共済事務局に届いてから約10日で指定口座に払い込まれます。ただし、払い出し金額は1万円単位です。一口1,000円以上の残高は必要です。また、掛金払込中断(全口中止)期間は3年ですが、再開時期との関係で実質2年半です。再開時期は年2回、春募集(開始は同年9月1日付)と秋募集(開始は翌年の3月1日付)時です。募集期間中に加入申し込みで再開の手続きをしてください。なお、この期間に再開の手続きを行わない場合、自動脱退扱いとなります。

加入・口数の変更

年金共済

積立共済

脱退

いつでも脱退できます。 ※共済事務局に請求書が毎月20日(休日の場合は前営業日)必着で翌月1日支払い(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります)

退職後の継続

福祉共済会に加入することで、退職後も年金共済・積立共済を継続することができます。福祉共済会に加入し、各共済を継続する場合、所属組合から「加入者内容変更通知書」を提出し、異動の手続きをしてください。

積立完了年齢

満65歳。ただし、満65歳到達時に、希望により満75歳積立完了に延長することができます。(継続・繰延申請書の提出による)

〈脱退一時金〉

●一時金を希望のときは、積立金全額を加入者にお支払いします。

〈遺族一時金〉

積立期間中に死亡のときは、脱退一時金に月払掛金相当額(月払の1ヵ月分相当額)を加算して遺族にお支払いします。

※遺族とはUAゼンセン年金共済規定・積立共済規定に定める遺族補償の順位によります。

〈年 金〉

年金受取人は掛金負担者です。

積立完了年齢=65歳に達したとき、6種類の年金コースから1つを選択できます。(65歳以後継続加入している方が脱退した場合も同様)

確定年金コース

- ①5年2倍型10年確定年金 ②10年確定年金
- ③15年確定年金 ④20年確定年金

終身年金コース

- ⑤15年保証期間付終身年金
- ⑥10年保証夫婦連生終身年金(配偶者6割)

給付

税制区分	個人年金保険料控除適用	一般生命保険料控除適用
加入年齢	満54歳以下で加入 2018年3月までの加入者 は従来の控除適用	満55歳以上で加入
年金受取 開始年齢	※60歳以上で掛金払込 期間10年以上の方	55歳以上で掛金払込期間 2年以上の方

※満55歳以上59歳以下でも掛金払込期間が10年以上の場合、年金を受給することが可能ですが、保証期間付終身年金の選択しかできません。(確定年金を希望する場合は、60歳に達するまで繰延制度を利用してください。)

●年金は年4回払とし、3月、6月、9月、12月に3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。

●年金受給者(遺族を含む)が年金の一時払を請求のときは、将来の年金支払いに代えて残余保証期間の未払年金現価を、一時金でお支払いします。

●保証期間付終身年金開始後に一時金を請求の場合、保証期間の残りに対応する未払年金現価をお支払いします。15年保証期間付終身年金は保証期間経過後に加入者が生存の場合、10年保証夫婦連生終身年金は保証期間経過後に加入者または配偶者が生存の場合、年金の支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

年金の繰延

●年金の繰延とは、年金の据置のことをいいます。

●満75歳まで最長10年間年金受給を繰延することができます。繰延期間中は掛金の払込みはできません。なお、繰延期間途中での年金給付は可能です。

●2018年8月までに繰延を開始した方は、繰延期間は最長70歳までとなります。

配当金

●毎年の決算により、配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のため保険料の払い込みに充当します。

●年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。(年金共済のみ)

加入者票等

●加入者には、「加入者票」が発行されます。(組合経由で発行されます)

●加入者には年1回「積立金明細書」が発行されます。(個人あてに発行されます)

●年金受給権を取得した加入者には、基本年金額等を記載した「年金証書」が発行されます。(年金共済のみ)

制度の運営

この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

制度発起日

1986年9月1日(年金共済)、1988年9月1日(積立共済)

※同制度は、UAゼンセン年金共済規定、積立共済規定同取扱細則により運営されています。

積立共済一時金の活用

●一時払退職後傷害保険に加入することが可能です。

積立共済の転換

●一時払終身保険に適用される標準利率が2020年1月より現行の0.25%から0%に引き下げとなり、「一時払退職後終身保険」の商品性を確保することが困難となったことから、2020年3月2日契約日分より販売を休止することとなりました。

年金共済 みらいセン

積立共済 ひかりくん



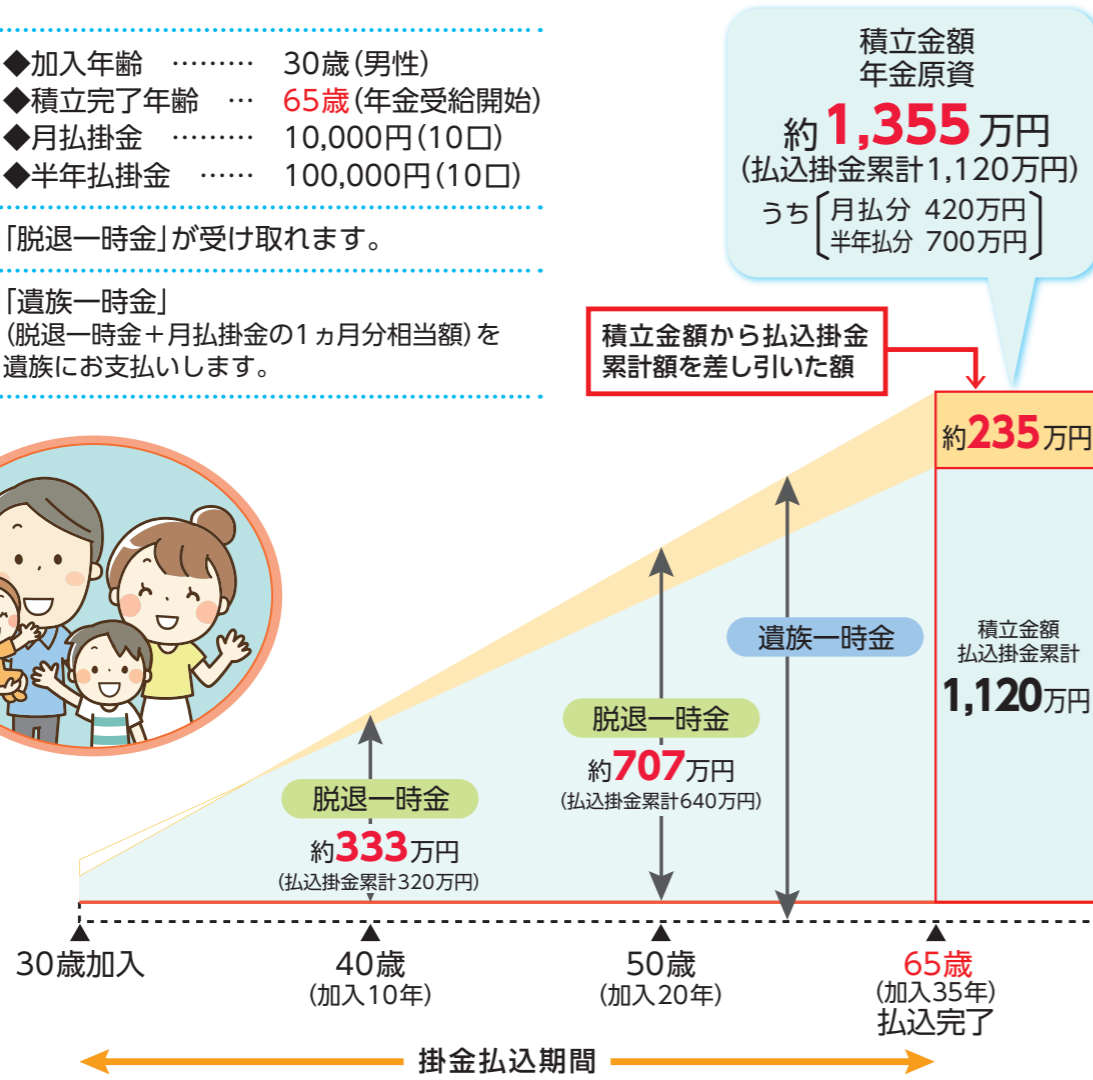
意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入【ご加入前のご確認】にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

より豊かなシルバーライフのために、いまからコツコツと資金を積み立てていく制度です。

- ご加入例**
- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
 - ◆積立完了年齢 … 65歳(年金受給開始)
 - ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)
 - ◆半年払掛金 …… 100,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を遺族にお支払いします。



積立完了の4ヵ月前にご案内しますので、それぞれのコースをご選択してください。



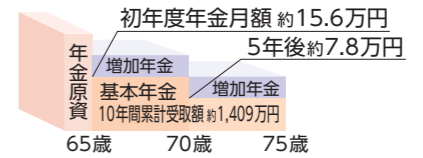
【基本年金】 加入期間中の掛金累計額に相当します。

【増加年金】 年金支払開始後の年金原資運用による増額部分になります。

6つの年金コース

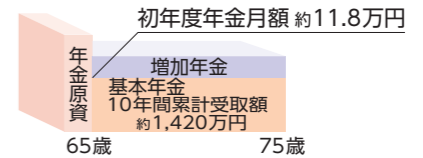
5年2倍型10年確定年金

加入者の生死にかかわらず、加入者又は遺族に最初の5年間は後半の5年間の2倍の年金が支払われます。



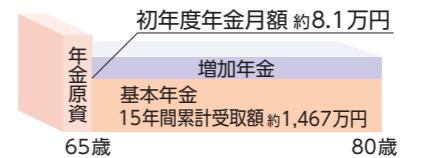
10年確定年金

10年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。



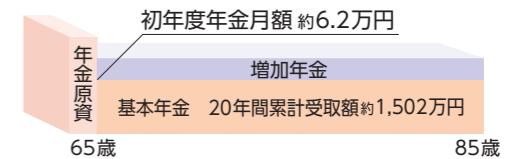
15年確定年金

15年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。



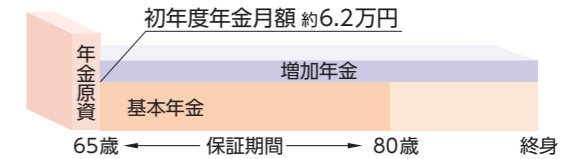
20年確定年金

20年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。



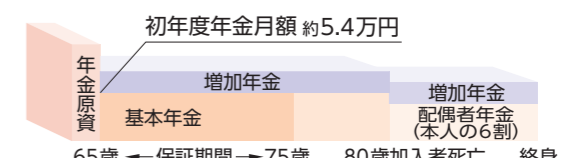
15年保証期間付終身年金

15年の保証期間中は、加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。保証期間経過後は、加入者が生存している限り年金が支払われます。



10年保証夫婦連生終身年金

10年の保証期間中は、加入者又は配偶者の生死にかかわらず年金が支払われます。保証期間経過後は、加入者又は配偶者が生存している限り終身にわたり年金が支払われます。なお、加入者死亡後の配偶者の年金支給額は保証期間中は加入者と同額、保証期間経過後は加入者の6割となります。



給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払いできない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

年金月額1万円もらうときに必要な積立金額(65歳開始時)

年金種類	5年2倍型10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金	10年保証夫婦連生終身年金(※)
男性	約87万円	約114万円	約166万円	約215万円	約215万円	約247万円
女性	約87万円	約114万円	約166万円	約215万円	約242万円	約245万円

【記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。】
※計算時の配偶者年齢は、加入者が男性の場合3歳下、女性の場合3歳上としております。

積立期間中にまとまったお金ができた場合



①一時払を活用して積立金を増やしましょう!

例) 一時払掛金100万円を積立した場合



※詳細は、7ページの給付額試算表をご確認ください。

払込完了後は……



②繰延制度(年金据置・最長10年)を活用!

予定利率年**1.25%**

すぐに年金受取りが必要でない場合、年金の受取りを繰延することが可能です。その間も、予定利率年1.25%で運用されます。

※4ページ「年金の繰延」参照



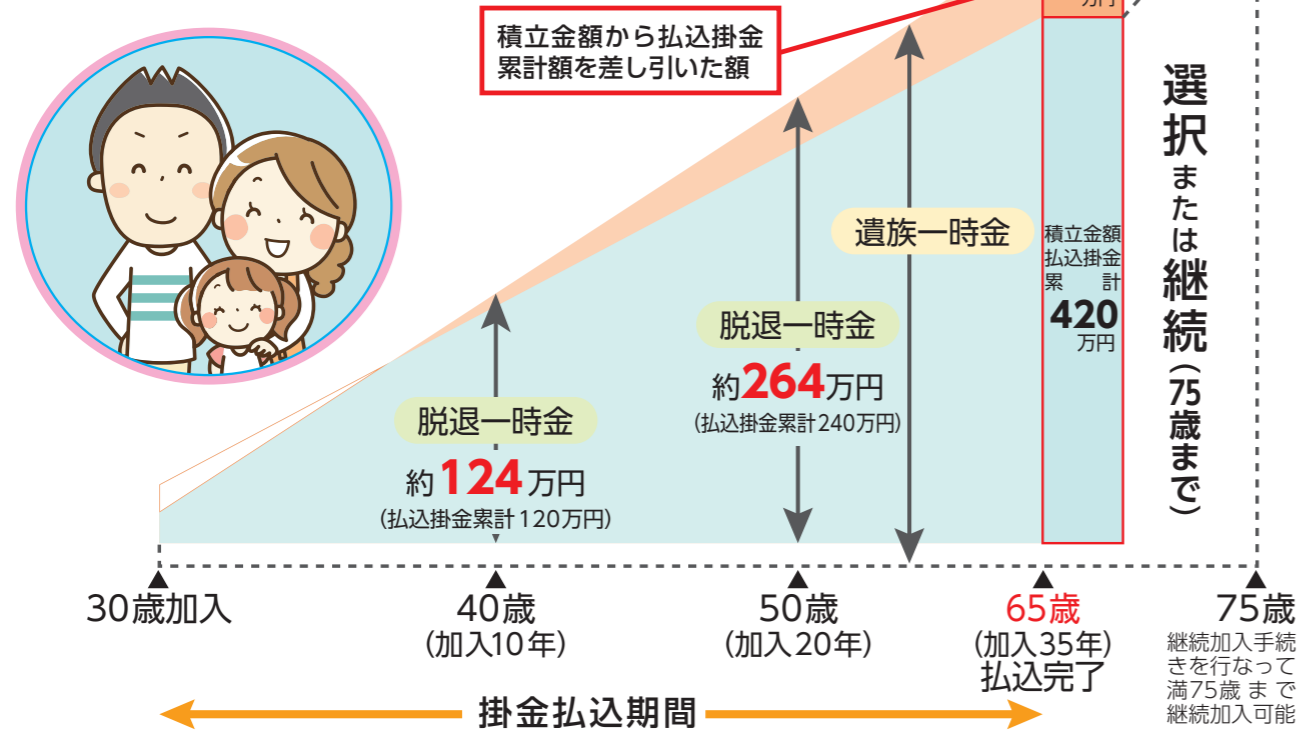
意向確認 【ご加入前のご確認】 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

ライフサイクルに合わせた目的別の資金づくりに役立ち、脱退のときは、「脱退一時金」が受け取れます。

- ◆ご加入例
- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
- ◆積立完了年齢 …… 65歳
- ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を遺族にお支払いします。



Q 積立金の一部払い出しについて詳しく教えてください。(減口請求)

A 積立共済は積立期間中、所定の事由に該当する場合、積立金の一部払い出し(減口)をすることができます。(3ページ「加入・口数の変更 ●口数の変更・中断・減口の取扱い」ご参照)

請求書に希望金額(1万円単位)を記入し、組合経由で共済事業局へ送付ください。書類到着後約10日で指定口座へ送金されます。この手続きは脱退ではありませんので、掛金引き去りはそのまま継続します。また、この手続きは月1回のみですのでご注意ください。

なお、毎年一時所得の50万円非課税枠が適用されます。年間複数回払い出しの場合も年間の支払額から保険料を引いた額が50万円以下であれば課税負担はありません。また超えた場合、超えた金額の1/2が課税負担となります。(1ページ特長2③「一時金受取時」ご参照)

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

給付額試算表

脱退一時金

月払に10口(10,000円)加入の場合

(単位:円)

加入(経過)年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金)
1年	120,000	約 118,200
2	240,000	237,900
3	360,000	358,800
4	480,000	481,200
5	600,000	605,000
6	720,000	730,200
7	840,000	856,800
8	960,000	984,900
9	1,080,000	1,114,400
10	1,200,000	1,245,400
11	1,320,000	1,377,900
12	1,440,000	1,512,000
13	1,560,000	1,647,500
14	1,680,000	1,784,700
15	1,800,000	1,923,400
16	1,920,000	2,063,700
17	2,040,000	2,205,600
18	2,160,000	2,349,100
19	2,280,000	2,494,300
20	2,400,000	2,641,100
21	2,520,000	2,789,700
22	2,640,000	2,939,900
23	2,760,000	3,091,800
24	2,880,000	3,245,600
25	3,000,000	3,401,000
26	3,120,000	3,558,300
27	3,240,000	3,717,400
28	3,360,000	3,878,200
29	3,480,000	4,041,000
30	3,600,000	4,205,600
31	3,720,000	4,372,100
32	3,840,000	4,540,500
33	3,960,000	4,710,900
34	4,080,000	4,883,200
35	4,200,000	5,057,500
36	4,320,000	5,233,800
37	4,440,000	5,412,100
38	4,560,000	5,592,400
39	4,680,000	5,774,900
40	4,800,000	5,959,400
41	4,920,000	6,146,100
42	5,040,000	6,334,900
43	5,160,000	6,525,900
44	5,280,000	6,719,000
45	5,400,000	6,914,400

一時払に10口(10万円)加入の場合

(単位:円)

加入年数	積立金額(脱退一時金)
1年	約 99,600
2	100,700
3	101,900
4	103,000
5	104,200
6	105,400
7	106,600
8	107,800
9	109,000
10	110,300
11	111,600
12	112,800
13	114,100
14	115,400
15	116,800
16	118,100
17	119,400
18	120,800
19	122,200
20	123,600
21	125,000
22	126,400
23	127,900
24	129,400
25	130,800
26	132,300
27	133,900
28	135,400
29	136,900
30	138,500
31	140,100
32	141,700
33	143,300
34	145,000
35	146,600
36	148,300
37	150,000
38	151,800
39	153,500
40	155,300
41	157,000
42	158,800
43	160,700
44	162,500
45	164,400

※脱退一時金は100円未満切り捨てで表示していますが、実際のお支払いは端数も含めてお支払いいたします。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1)年間保険料536,400万円を常に維持していること。

(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。

(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2021年9月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もありません。また、配当金が生じた場合には積立金の増減に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

さらに積立完了時には一時金の一部を活用して

一時払退職後傷害保険

退職時、保険料の払い込みがあった月の翌月1日から10年間補償

一時払退職後傷害保険は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損壊を与えるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の対象となる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

補償内容例

	申込型	10G型(A級職種)
一時払保険料	10万円	
死亡・後遺障害保険金	276.5万円	
入院保険金日額	4,000円	
通院保険金日額	1,000円	
手術保険金	2-4万円	
賠償責任保険金	1億円	

※2019年10月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。

※補償内容は、ご加入時の保険料率により決定しますので、今後の保険料率の改定により補償内容も改定されることがあります。

※詳細はご退職時に配布するパンフレットをご参照ください。

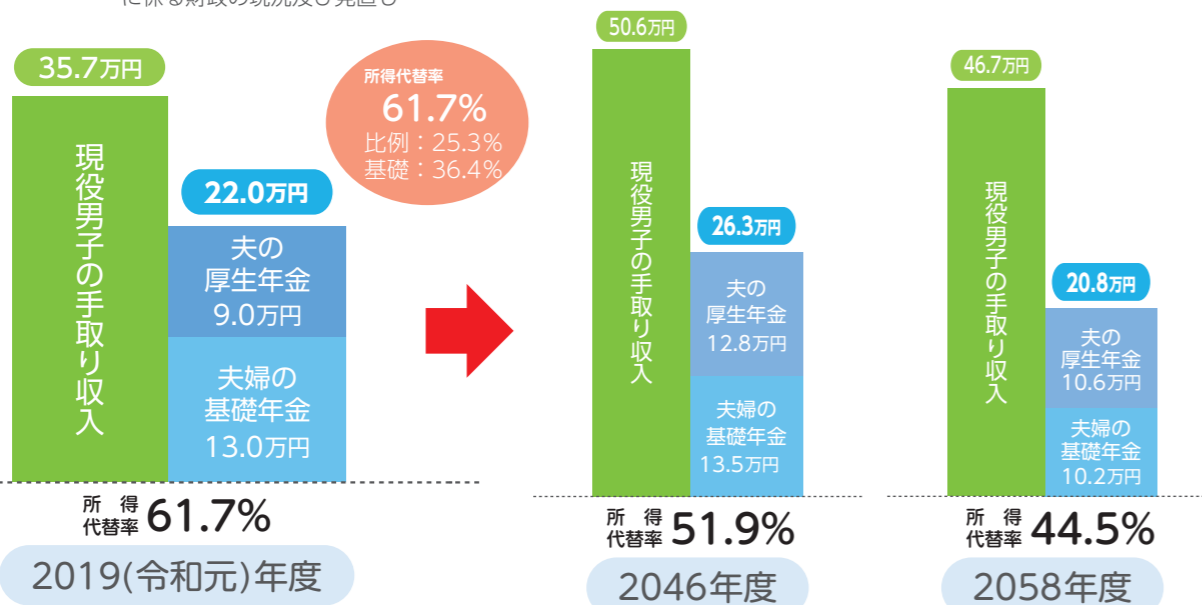
1. 公的年金の給付水準(所得代替率)

公的年金の給付水準は一定額ではなく「所得代替率」というものさしを使用します。「所得代替率」とは、給付開始時における年金額の現役世代の所得に対する割合のことを指します。

一元化モデル (旧厚生年金+共済年金)

厚生労働省 2019(令和元)年財政検証結果のポイント・国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し

- ① 以下の前提条件の場合**
 - 物価上昇率 2.0%
 - 賃金上昇率 1.6%
 - 実質運用利回り 3.0%
 - 経済成長率 0.9%
- ② 以下の前提条件の場合**
 - 物価上昇率 0.8%
 - 賃金上昇率 0.8%
 - 実質運用利回り 2.0%
 - 経済成長率 0%



2. 海外の公的年金の支給開始年齢引き上げについて

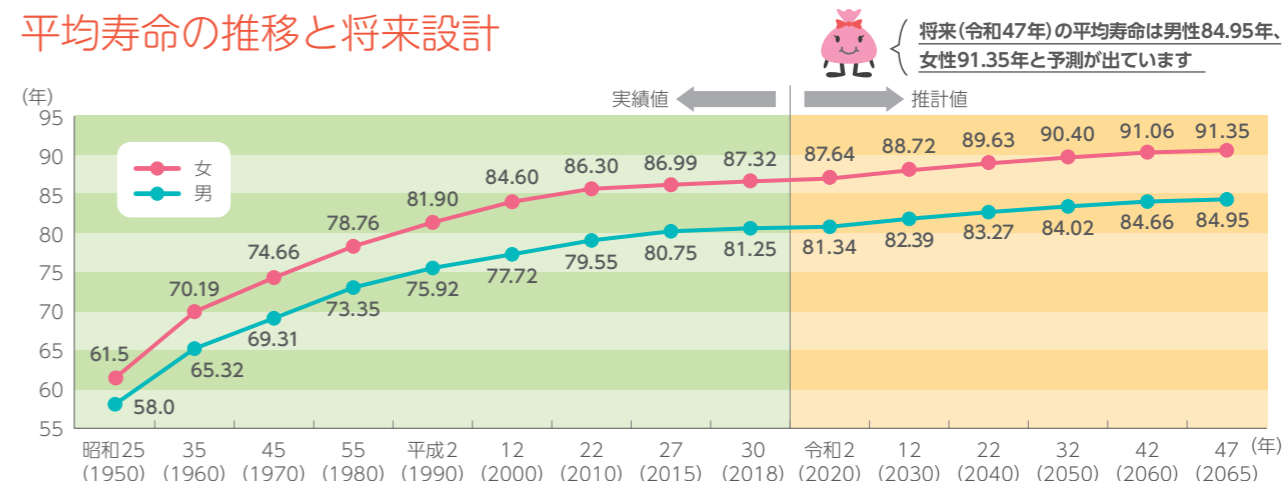
アメリカ 2027年までに 67歳 に引き上げ予定	英国 2046年までに 68歳 に引き上げ予定
ドイツ 2029年までに 67歳 に引き上げ予定	日本 ?

厚生労働省 2018年7月 諸外国の年金制度の動向についてより

所得代替率が下がること、公的年金の支給開始年齢引き上げに備えて、年金共済で公的年金を補完しましょう。

ますます伸びる平均寿命

平均寿命の推移と将来設計



資料：内閣府「高齢社会白書」(令和2年度版)より抜粋
1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2018年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
(注)1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

介護保険料の推移と、介護保険の負担割合

65歳以上が支払う保険料(全国平均(月額・加重平均))



介護保険サービスの内容と限度額

要介護度	状態	介護保険の限度利用額(月額)	自己負担			負担限度額	
			1割	2割	3割	課税所得	世帯の上限負担額(月額)
要支援1	日常生活の一部に支援が必要	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円		
要支援2	生活の一部について部分的に介助が必要	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円	690万円以上	140,100円
要介護1		167,650円	16,765円	33,530円	50,295円		
要介護2	食事、排せつに何らかの介助、歩行に何らかの支えが必要	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円	380万円~690万円未満	93,000円
要介護3	食事、排せつに一部介助が必要	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円		
要介護4	食事に一部介助、排せつ・入浴に全面的介助が必要	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円	380万円未満	44,400円
要介護5	日常生活を送る能力が著しく低下私生活全般に介助が必要	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円		

生命保険文化センター「公的介護保険で受けられるサービスの内容は？」

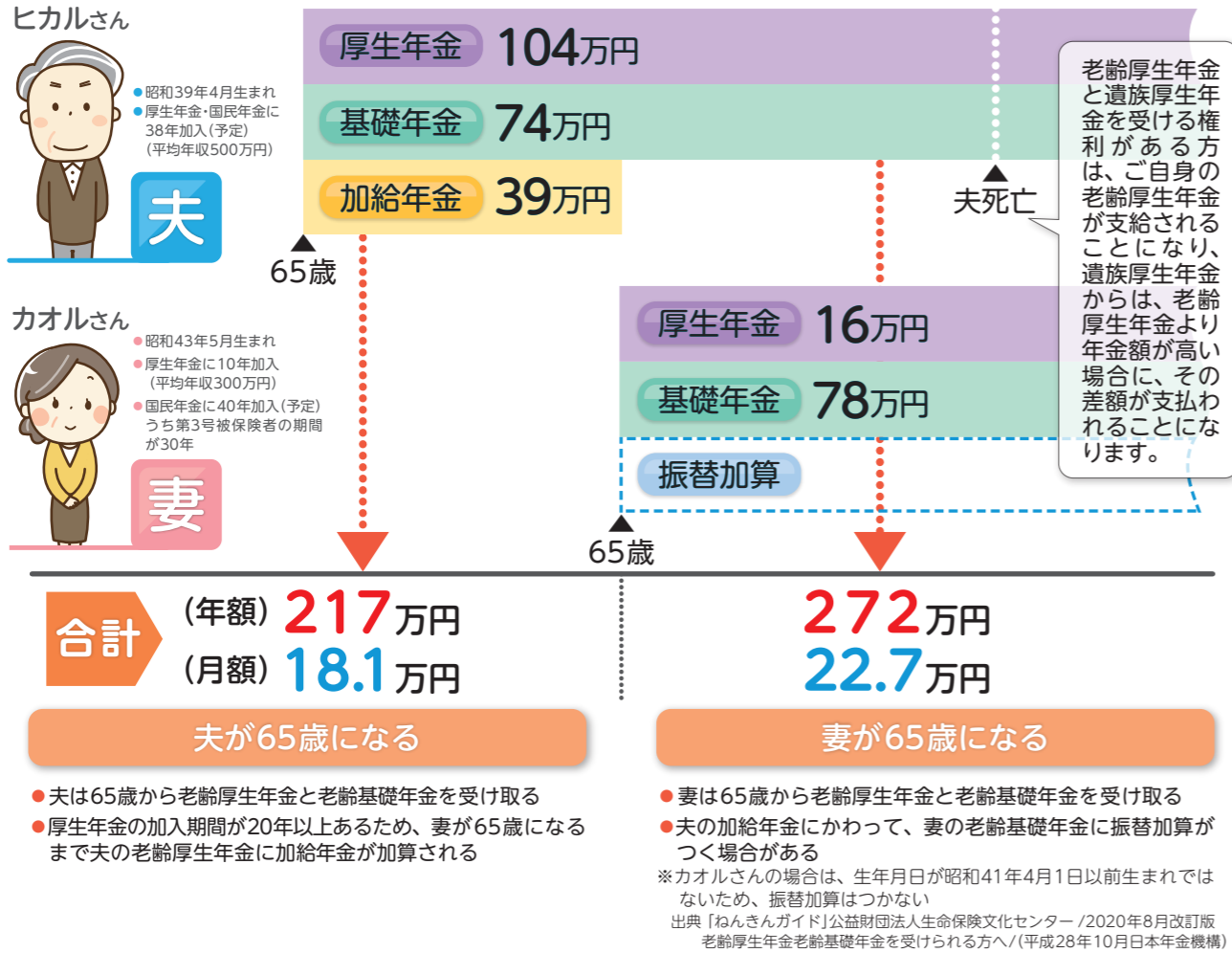
厚生労働省 「令和3年8月利用分から高額介護サービス費の負担限度額が見直されます」

自己負担が上限負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。
※例 要介護4で自己負担3割上限負担額44,400円の場合 92,814円 - 44,400円 = 48,414円(返戻金)

年金共済

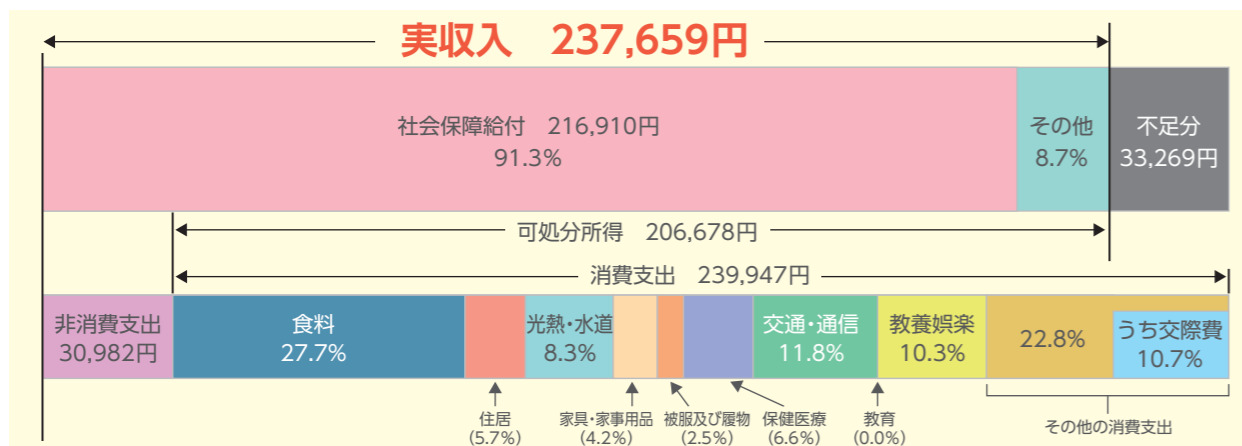
みらいさん

公的年金の支給例(ゼンセン夫婦が受け取る年金額)



老後の家計収支

高齢夫婦無職世帯の家計収支 - 2019年 -



(注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
 5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。
 <総務省統計局2019年家計調査報告より>

積立共済

ひかりくん

安心してライフイベントを迎えるために

人の一生の中でも「結婚」「教育」「住宅取得」は、相応の出費を伴う代表的なライフイベント(生活課題)といえるでしょう。それぞれ、どんな費用に対して平均でどれくらいかかるのか見てみましょう。

① 結婚

● 挙式、披露宴・披露パーティ総額

全国平均 約362.3万円

【出典】株式会社リクルートマーケティングパートナーズ「ゼクシィ結婚トレンド調査2020」をもとに作成

② 住宅取得

● 住宅の購入価格(「フラット35」利用者)

(単位:万円)

	全国
土地付注文住宅	4,397
建売住宅	3,495
マンション	4,545

土地付注文住宅、建売住宅、マンションともに、金額からみても住宅が一生のうちで大きな買い物の1つであることは間違いありません。

<住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」(2020年度)>

③ 教育

大学卒業までにかかる教育費 すべて私立の場合2,533万円

● 幼稚園から大学までの平均的な教育費

(万円)

	公立	私立
幼稚園	65	158
小学校	193	959
中学校	146	422
高等学校	137	290
大学	537	(私立文系) 704
合計	1,078	2,533

幼稚園から大学(4年制)卒業まで、教育費はどのくらいかかるのでしょうか。幼稚園(3歳)から大学までの19年間において、**すべて私立に通った場合は約2,533万円となり、すべて公立に通った場合(約1,078万円)の約2.3倍**となっています。

【出典】文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(令和2年度)」

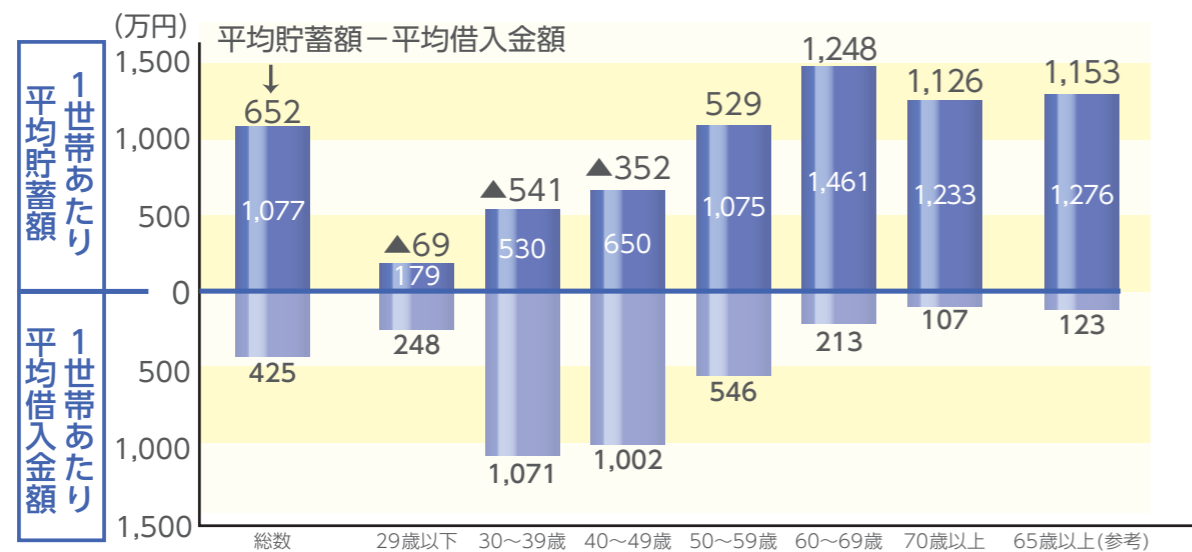
安心してライフイベントを迎えるために

世帯平均貯蓄額と借入金を見てみましょう。貯蓄額から借入金を差し引いた金額は、20歳代、30歳代、40歳代ではマイナスとなっています。

■ 世帯の貯蓄額は平均1,077万円 20・30・40代はローンを差し引くとマイナス

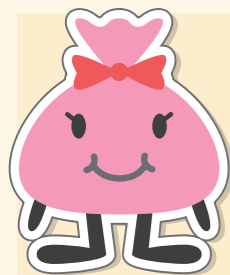
2019年の1世帯当たりの平均貯蓄額は1,077万円です。

- 世帯主の年齢別にみた
1世帯当たり平均貯蓄額と平均借入金額(2019年調査)



注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
3) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。
【出典】厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

積立共済で、早い段階から
ライフステージに沿った
準備をしましょう!



みらいちゃん



ひかりくん

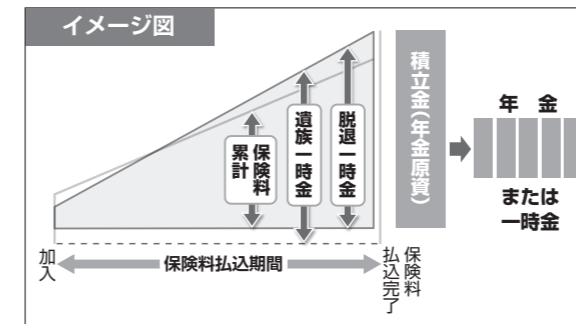
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

※2022年用の申込書でお申し込みください。(2021年以前の申込書は使用できませんのでご注意ください。)

1枚目：①明治安田生命用 2枚目：②金融機関提出用 3枚目：③組合・本人控

申込書は3枚複写となっておりますので強めにご記入ください。

組合・本人控の③枚目をとり①～②枚目を所属組合へご提出いただき、所属組合からUAゼンセン・共済事業局へは①～②枚目をご提出ください。

※申込書下部の「金融機関お届け印」欄と「捨印」欄につきましては①～②の2枚とも必ず押印ください。押印がない場合は引落しができなくなりますのでご注意ください。

新規加入の手続き(記入例)

※ご注意ください！
すでに加入者番号をお持ちの方が、氏名・生年月日・住所・組合支部コード・指定口座を変更する場合は、「加入者内容変更通知書」をご提出ください。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部
03-3560-5905

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。